

損害賠償裁判「傍聴記」!



嘱託再雇用社員注目の損害賠償裁判「人証尋問」が2月16日福岡地方裁判所で開かれました。原告団含め九州各地から40名が裁判傍聴されました。

証人尋問では、社員と嘱託再雇用社員の職務内容の相違について主張が展開されました。

会社側の主な主張点

- ◎転勤がない
- ◎高齢者行路が設定されている
- ◎緊急呼出しがない
- ◎特別休日が12日増

以上嘱託再雇用社員には配慮しているそうです。

原告の富永さんより、職場での以下の現状を訴えました。

- 高齢者行路は作られていない。
- 緊急呼出し事態数が少ない。
- 運転士の転勤も少ない。
- 特休増で年休取得が出来ない。
- 社員と同じ行路で乗務している。社員との違いはない。
- 特休増は提訴後に実施された。
- 配慮だけで賃金が下げられることは納得できない。

**次回は4月19日です。原告3名が本人尋問に立ちます。
引き続き支援・連帯の輪を広げていきましょう!**